

温水プール管理業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、別館の温水プール管理業務について必要な事項を定めるものであり、現地の状況に応じ積極的に業務を実施するものとする。

2. 基本事項

- (1) 業務実施にあたっては、この仕様書に基づき、実施方法及び実施計画をあらかじめ定め、教育委員会の承認を得なければならない。
- (2) 必要な人員 2 名以上（内 1 名を責任者に選任する）を常駐させるとともに、必要な器具器材を常備させるものとする。
- (3) 作業に使用する器具及び材料は、品質良好であって、あらかじめ検査に合格したものを使用しなければならない。
- (4) 作業に使用する器具機械及び薬品その他の材料は、全て指定管理者の負担とする。

3. 作業要領

- (1) プールの管理業務については、「遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年 5 月 28 日健衛発第 0528003 号）」を遵守すること。
- (2) 真空式ボイラーを運転することにより、プールの水温、室内温度等を基準温度に保つこと。
 - ・水温管理基準温度　： 3 0℃± 1℃
 - ・室内管理基準温度　： 3 2℃± 1℃
 - ・採暖室管理基準温度： 3 4℃± 1℃
- (3) 管理日誌を作成し、気温、水温、残留塩素、PH、利用人数、ろ過機の運転状況、事故の状況等を 2 時間以内毎に 1 回測定すること。
- (4) この仕様書に定めのないことについては、教育委員会の指示によるものとする。